

論 文 要 旨

開かれた図書館とは：アメリカ公立図書館と開架制

川崎 良孝

開架制は現在の公立図書館にあって図書館サービスの前提として当然のものと考えられている。開架制の是非についての議論は終結しているし、アメリカの場合、この数十年をみても開架制をめぐる研究論文は存在しない。とはいえ 19 世紀末の開架制論議は公立図書館の歴史的性格を理解する上で欠かせない。1890 年代から 20 世紀初頭の公立図書館は、図書館数の増大とサービスの拡大に特徴づけられる。図書館数の増大は、州による図書館設置の奨励、大都市公立図書館での分館設置、カーネギーの寄付、カウンティ・ライブラリーの発展による。サービスの拡大は、子どもや移民へのサービス、集会室や展示空間の活用、広報の重視、学校や教員を介してのサービス、ストーリーテリングの開始、外国語資料の収集と提供、セツルメント団体などとの協力、参考業務の本格化、主題別部門制の萌芽など、現在の図書館サービスのほとんどすべてがこの時期に開始されている。とりわけ子どもや移民へのサービスとともに最も特徴的で重要なのは開架制の導入である。あえていえば開架制の導入が対利用者サービスの土台になっている。そして開架制は利用者が直接的に書架に接することができる措置、すなわち利用者の利便性を考えた「民主的」な措置であり、アメリカ公立図書館の「民主的」性格を体現するサービスであると認識されてきた。本論文は開架制にまつわる議論と実践をつぶさに検討し、従来の一般的、通俗的な解釈を俎上に載せ、特に制度、階級、機能の面から、新たな解釈や知見を提出する。本論文の構成と要約を以下に示す。

第 1 章「開架制、研究史、本書の意図と構成」は主に研究史上における開架制の扱いをまとめている。基本的には利用者の便宜を考えた「民主的」なサービスという把握が一般的なことで、それに実務志向が非常に強い図書館学研究にあって、現在の争点がない開架制について、研究として取り上げた論考が存在しないことを指摘する。と同時に、S.Ditzion は開架制と階級との関係（1949, 川崎ほか訳『民主主義と図書館』1994）、A. Van Slyck は開架制と空間の統制や監視との関係（1995, 川崎ほか訳『すべての人に無料の図書館』2005）、W.A. Wiegand は開架制と読書の統制との関係（2015, 川崎訳『生活の中の図書館』2017）に触れていることに注目する。これらの 3 つの業績はいずれも研究を土台とする通史で、常に参照される権威書である。各著作は開架制の研究について示唆を与えるものの、開架制自体については単なる指摘の域に留まっている。本論文はこれらの研究者の視点や指摘を重視しつつ、現実としてなされた開架制の論議と実践を実証的に探っていく。

第 2 章「開架制前史」は開架制導入以前の議論を取り上げている。1876 年に刊行された合衆国教育局『特別報告』(U.S. Bureau of Education, *Public Libraries in the United States of America*) で、J. Winsor や W.F. Poole といった公立図書館界の指導者は開架制に触れなかった（対照的にカレッジの図書館の管理と運営に関する論考では開架制の実践と課題が論じられている）。それどころか、図書が大量に刊行されるようになり、多様な人びとが利用する公立図書館にあって、利用者に迅速にサービスをするには、利用者と図書を分離させ、

出納カウンターでのみ接触するのがよいと主張した。翌 1877 年にロンドンで国際図書館員大会が開かれた。ここでも公立図書館での開架制を主張する意見はなく、M. Dewey も開架制に反対するとともに、研究目的の学徒には書庫へのアクセスを許すべきと主張した。

1887 年のアメリカ図書館協会年次大会でポータケット (Pawtucket, RI) 公立図書館長 M. Sanders が自館の開架制について報告した。同館はアメリカ公立図書館として最初に開架制を導入した図書館とされる。しかし開架制を支持する有力な公立図書館指導者はいなかった。翌 1888 年の年次大会では討議題目「公立図書館での開架制」が設定されたが、図書館協会会長 C.A. Cutter 自身が、図書館員と利用者に面識がない大都市公立図書館での開架制導入を自殺行為と決めつけた。利用者グループの「性格」が開架の是非を決定すると主張された。すなわちカレッジや学術団体の図書館は利用者の「性格」からして開架が適切で、公立図書館では不適切という考えである。事実、ボストン公立図書館は完全な閉架制ではなく、研究目的の利用者にはアルコールでの自由な閲覧を認めていた。そうした人にとって、図書館は一貫して開架であった。閉架は労働者や移民を意識しての措置といえ、閉架開架には階級が関係していた。

この時期に書架の乱れ、紛失本や盗本、それに切除が開架制の問題として指摘された。これらの論点は取り上げられ方に浮沈がありながらも、以後の開架制論議に常に伴っていく。

第 3 章「開架制の導入と開架制論議」では、大都市公立図書館で最初の開架制を導入したクリーヴランド公立図書館の動きを起点に、開架制が受容されていく過程を解明している。公立図書館界で開架制を俎上にのせるには、力量ある館長が大都市公立図書館で実践する必要があった。それが該当するのが W.H. Brett 館長のクリーヴランドと H. Putnam 館長のミネアポリスである。1890 年の増改築によってクリーヴランドは全面開架を実施した。ただしフィクションは閉架を維持し、開架といっても書架にはガラス扉があり、求めに応じて職員が解錠するという方式であった。1889 年に開館したミネアポリスは書庫内にアルコールを設け、利用目的が明確な人に幅広く入庫許可証を出すという方式であった。

両者はアメリカ図書館協会の年次大会や *Library Journal* で開架の利点を強力に訴えていった。Brett などが指摘する開架制の利点は以下である。(1)利用者の支持、(2)貸出冊数の増大、(3)ノンフィクションの利用の増加、(4)職員数削減による経済効率の向上、(5)利用者を信頼するという道徳的な利点、(6)利用者自身の図書選択という教育的な長所。一方、開架制の批判者は次のような欠点を指摘した。(a)書架の乱れ、(b)紛失本、盗本、切除、摩耗の増大、(c)書架整理などに人手が必要で必ずしも節約にならない、(d)利用者が書架を徘徊するよりも目録と職員によるサービスの方が効率的で教育的、(e)広いスペースの必要性。

このような批判に開架支持者は次のように反論した。(a)については、取り出した本を所定の机に置き、職員が書架に戻すことで対処できる。(b)については、安価な本が多く人件費の節約で償える。切除は開架でも閉架でも変わりがない。(c)については、かりに経費の削減できなくとも、出納業務が大幅に減じるので、利用者へのサービスを充実できる。(d)に

については、開架でも目録と職員の重要性に変化はない。(e)については、出納室や閲覧室のスペースが開架制ほどには必要でなく、またすべての蔵書を開架にする必要はない。

以上のような開架制をめぐる議論は続いたものの、経済効率や貸出増大は図書館にとって魅力的で、開架制は 1890 年代後半になると受容されていった。

第 4 章「開架制論議の進展」では本格的な開架制を導入したバッファロー公立図書館を起点に、開架制が当然のサービスとして一般化する時期を扱っている。1897 年に H. Elmendorf 館長のバッファロー公立図書館、1900 年に W. Foster 館長のプロヴィデンス公立図書館が開館した。この両館はいずれも設計段階から開架室を構想し、本格的な開架制を導入した。バッファローの「精選書架」は、貴重書、利用が少ない本、不必要な複本などは閉架に置き、幅広く良書を精選して 10,000 冊ほどを開架室に揃えた。そしてまたたくまに中央館での貸出冊数は全国で首位を占めた。一方、プロヴィデンスは開架制の「スタンダード文庫」室を設けた。これは古今東西の評価が確定した図書を精選（約 100 名の著者の約 1,000 冊）し、構想として、ゆったりとした雰囲気の中で読書を行い、図書館員と読者との対話を重視していた。図書はこの部屋から持ち出せず、貸出には書庫にある図書を出納カウンターを通じて申し込むという方式であった。

19 世紀末まで、開架制に関して、利用者による自己教育という観点から教育的価値が主張されていたが、1900 年代に入って、書架が持ちうる教育的な側面を図書館が意識的に活用するようになってきた。バッファローの「精選書架」、プロヴィデンスの「スタンダード文庫」は、まさにそうした側面に注目した開架制であった。図書館は積極的に資料を選別し、開架の書架は利用者に「静かに推奨する図書」の集まりになった。19 世紀末から 20 世紀初頭、公立図書館は子どもや学校へのサービスを本格的に開始し、それは公立図書館の教育機関としての役割を高めることになった。そうした背景もあって「精選書架」や「スタンダード文庫」は館界で歓迎されていった。この教育的側面にさらに道徳的側面が加わってきた。1901 年にプリンマー (Bryn Mawr) ・カレッジの図書館長 I. Lord は公立図書館を教育機関と把握し、教育機関の役割は市民の知性と道徳を向上させることによって、進歩を導くことにあると論じた。そして知性と道徳を同等に重視した。紛失本や盗本はこれまで経済面から論じられてきたが、教育的役割の重要な構成要素としての道徳面からも把握されるようになった。

世紀変わり目の時期、バッファローの「精選書架」が認知され、開架制のモデルとなった。そこでは図書館が積極的な教育的役割を開架制によって果たすことが重視され、そうした教育的機能は知性と道徳の向上を両輪にしていた。

第 5 章「開架制をめぐる最後の論議と開架制の定着」では、1906 年から 1907 年にかけて生じた開架制批判を取り上げるが、これは最後の開架制論議になる。1900 年代前半は開架制をめぐる論議は少なく、開架制は認知され、バッファロー方式がモデルになった。しか

し 1906 年末から 1907 年にかけて、新聞 *New York Evening Post* や雑誌 *Nation* が開架制における盗本、紛失本、切除を大きく取り上げて問題とした。閉架制への回帰を主張した新聞はなかったものの、予防策や方策を期待したのは明らかであった。事実、新聞が取り上げたプロヴィデンス、ロサンゼルス、ボストンでは、館内で紛失本や盗本が問題になっていた。

こうした状況にあって 1908 年のアメリカ図書館協会年次大会では開架制と盗本や紛失本との関係が討議されたものの、概して開架制自体に疑問が出されることはなかった。すでに開架制は定着しており、各館の運用の問題であり、その際に紛失本や盗本への対処を重視すべきという確認に終わった。そのうち *Library Journal* やアメリカ図書館協会年次大会で開架制が正面から取り上げられることはなかった。

第 6 章「まとめと展望」では、本論文の各章を簡略にまとめたのち、当時の大都市公立図書館の建物自体が階級と深く結びついている（以下を参照。川崎『大都市公立図書館と「棄てられた」空間』：日刊新聞・階級・1850-1930 年』京都図書館情報学研究会, 2016, 267p）のと同じように、閉架制や開架制も階級と結びついていることを示した。また利用者は開架制を利便性の高いものとして歓迎したが、図書館にすれば読書を統制する手立てが、閉架制の時期に比べて多様かつ強力になった点を強調した。

本論文の意義をまとめると以下ようになる。本論文は開架制についての唯一の学術的、包括的、歴史的研究であり、明確に「開架制前史」、1890 年からの「開架制導入」の時期、1900 年からの「開架制進展」、の時期、1906 年から 1908 年の「開架制をめぐる最後の論議」の時期に区分し、各時期の議論と実践の変遷を浮き彫りにしている。ここでは「書架の乱れ」、「盗本や紛失本」、「利用の増大」、「経済性」、「教育的価値」、「道徳的価値」といった開架制論議に現れた重要な論点について、各時期による出現、浮沈、捉え方の変化などを精緻に分析し、各時期の特徴を明確に浮かび上がらせている。開架制論議は一般成人の図書館利用を対象にしているが、ここでの議論（とりわけ教育的価値や道徳的価値に関する議論）は、1890 年代から台頭する子どもや移民への図書館サービスにも直接的に影響するものであり、単に閉架か開架かという問題を越えて大きな意義を有する。

次に本論文の知見を 2 点に絞ってまとめておく。公立図書館史ではもっぱら閉架制から開架制への移行を、利用者志向で、公立図書館の「民主的」性格を体現するものと把握してきた。しかしアメリカ図書館史といういっそう広い観点から見ると、カレッジや学術機関の図書館、書店、貸本屋、多くの会員制図書館は開架であった。タイムスパンを大きく取って公立図書館をみると、公立図書館は確かに閉架から開架へ移行したが、アメリカ図書館史全体の中では開架から閉架、そして開架と移行したと考えられる。その場合、公立図書館における閉架制の導入は多分に利用者の「性格」、すなわち階級（労働者や移民）と関係していた。したがって一定の「性格」の人、すなわち中産階級に属する研究者や学徒にたいして、

公立図書館はアルコーヴに入る特権を認め、そうした利用者にとっては一貫して公立図書館は開架であった。

しかし閉架制から開架制への移行が、階級を重視する図書館の価値観を払拭したのではなかった。たしかに開架制は利用者にとって書架への自由なアクセスを意味し、それは利便性を高める措置で、利用者には最大の利点であった。一方、図書館は経済的利点や運営の効率化、利用者の好みの重視、さらに利用の増大を主張していた。ただし、図書館にとって最も重要な利点は利用者の読書を統制する機会が格段に豊かになり、図書館員による利用者への読書統制の裁量権が大きくなったということである。それが何にもまして重要なのは、図書館の存在意義と直結するとともに、当時の社会や図書館の関心である移民のアメリカナイゼーションや労働者の良き市民としての育成と結びついていたからである。

当然のことながら、書架への自由なアクセスを認めることと、利用者が求める図書を自由に提供することに必然的な結びつきはない。バッファロー公立図書館の開架室に並ぶ図書は「静かに推奨する図書」とされた。これは閉架制では実現できない。そして開架室の本は利用者が自分で自発的に選択していると確信する点で、最も巧妙な手立てであった。開架室自体が教育機関、読書統制機関としての公立図書館を静かに体現していたのである。さらに開架制によって図書の配置場所にも多様性が生じ、図書館員は資料へのアクセスの障壁の設定、変更、廃止を、各資料単位に自由に操作できた。バッファローにしても、すべての新着図書を開架室に置いたのではない。すなわち開架制によって、図書の配置場所は開架室、新着書架、閉架書庫、さらには館長室など多様化し、図書館員は配置の裁量権は持つとともに、この権限を大いに活用した。それはまた、図書館の重要な役割である教育的機能、社会統制機能、道徳的機能、良き市民の育成などと密接に関連していたのである。